6　保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量

▼保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園、事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する場合に必要な手続きで、保育の必要性や必要量を判定するものです。教育・保育給付認定は、保育園等入園申込と同時の手続きとなりますので、別途手続きの必要はありません。認定は、下表のとおり３つの区分に分かれます。

区分	対象	利用先
１号認定　教育標準時間認定	児童が満３歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園（幼稚園枠）、新制度の幼稚園
２号認定　満３歳以上保育認定	児童が満３歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園、認定こども園（保育枠）
３号認定　満３歳未満保育認定	児童が満３歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業

※狛江市には令和９年４月１日現在、新制度に移行する幼稚園はありません。
※「保育の必要性の事由」については、P.４をご参照ください。

▼保育の必要量について

２号及び３号認定は、保育の必要量に応じて**「保育標準時間」「保育短時間」**に分類されます。

保育標準時間	１日 11 時間の枠の中で必要に応じて保育を利用
保育短時間	１日８時間の枠の中で必要に応じて保育を利用

保育利用時間のイメージ（公立保育園の例）

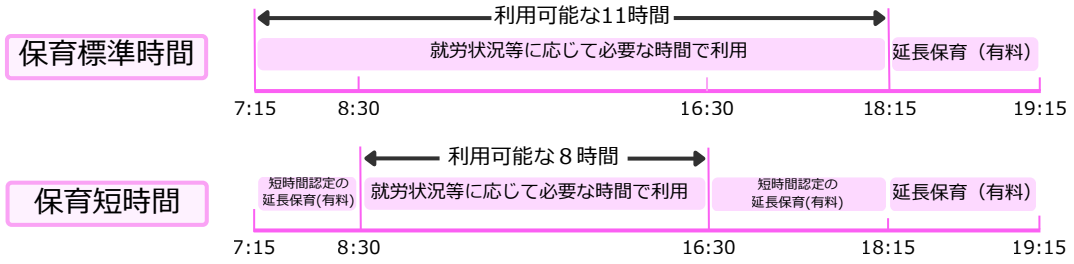

※１　市内保育施設では、保育短時間の利用可能な保育時間は８時30分～16時30分としています。
（施設により保育短時間の利用可能時間が異なる場合がございます。各施設にご確認ください。）
※２　開所時間や延長保育時間、月齢に応じた利用可能時間は各施設で設定しています。
詳しくは最終ページの保育施設紹介でご確認ください。
※３　保育短時間の延長保育料は公立15分150円です。私立は各園にご確認ください。

▼保育時間について

保育施設は月曜日から土曜日まで（一部、金曜日まで）開所しています（日曜日・祝日・年末年始はお休みです）。お子さんの保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して開園時間の範囲内で決められますので、入園後に施設長にご相談ください。

また、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにする慣らし保育時間があります。

各保育施設の開園時間及び年齢ごとの保育時間は、保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「16　保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

7　保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学始期までの間で必要な期間となります。ただし、以下の場合は実施期間が異なります（期間が限定されます）。
引き続き継続通園を希望される方は、就労証明書等を提出していただく必要があります。
（１）求職中の方・・・・保育実施開始日から２か月以内
（２）母親の出産・・・・出産予定月及びその前後２か月の合計５か月以内
（３）就労内定の方・・・保育実施開始日から１か月以内

8　延長保育

通常の開園時間までにお迎えが間に合わない世帯を対象に、1～３時間の延長保育を実施している施設があります。**※延長保育は定員制のため、希望しても利用できない場合がありますのでご了承ください。**

（１）申込手続きについて
延長保育を希望する場合は、入園とは別に各保育施設で申込が必要です。
申込に必要な申請書は、各保育施設にあります。

（２）延長保育料について
延長保育の利用には、通常の利用者負担額とは別に延長保育料がかかります。延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。市区町村民税非課税世帯の場合は免除又は一部免除制度があります。公立保育園に係る延長保育料は狛江市へ、私立保育園等に係る延長保育料は施設へお支払いいただきますので、必要に応じて狛江市または施設へ支払い方法をご確認ください。

（３）実施施設の詳細
「補食」はおにぎり程度を表していますが、具体的な献立など食事に関する内容は、直接施設にご確認ください。

各保育施設の延長保育の詳細は保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「１８保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

9　利用者負担額（保育料）（０～２歳児クラス）

狛江市民の利用者負担額（保育料）は、令和７年９月から無償化（無料）としました。なお、３～５歳児クラスは国による無償化に伴い、利用者負担額が無償となります。

▼利用者負担額等の滞納処分

過去５年以内に申込児の兄弟姉妹の利用者負担額等の滞納がある場合は、滞納分を清算していただいてからの新規入園となります。なお、市外保育施設の滞納分も対象となります。清算の方法等につきましてはご相談ください。
入園後に利用者負担額等を滞納すると、保育施設を通じて直接通知することがあります。また、自宅及び勤務先への電話や給与差押え等の滞納処分を行うことがあります。

▼狛江市外にお住まいの方

狛江市外にお住まいの方が狛江市内の認可保育所等に在籍している場合の利用者負担額（保育料）は、お住まいの自治体が決定します。その場合の利用者負担額（保育料）の徴収は、狛江市で行う場合がありますので、必要に応じて個別にお支払い方法をご案内いたします。なお、毎月1日に保育施設に在籍している場合は、その月分の利用者負担額をお支払いただきます（利用者負担額は日割り計算いたしませんので、月の途中で退園しても１か月分の利用者負担額をお支払いただきます。休園される場合も利用者負担額をお支払いただきます）。
令和８年度及び令和９年度の市区町村民税額の修正や更正をされた場合は、必ず変更後の市区町村民税額が分かる書類の写しを提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

１０　給食費

令和７年９月から、狛江市民の利用者負担額（保育料）の無償化に合わせて、狛江市民の３～５歳児クラスの給食費も無償化（無料）といたしましたので、狛江市民の保護者の皆様のご負担は生じません。

なお、０～２歳児クラスは、給食費を保育料に含めて徴収していましたが、令和７年９月から利用者負担額（保育料）を無償化（無料）しましたので、給食費のご負担は生じません。

１１　入園後のお願い

▼届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課保育・幼稚園担当に届け出てください。

①保育施設を辞めるとき
②市外へ転出するとき
※引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。
③休園するとき
※**１か月以上**連続して欠席する場合、休園となります。
休園は原則２か月まで、かつ、市が認める三つの理由（❶児童の疾病又は負傷❷里帰り出産❸健康診断等での保育所通園停止勧告）に限り休園が認められます。
④保護者が退職や転職したとき
⑤市内転居・氏名変更・その他出産等家族状況に変化があったとき
⑥下のお子さんが出生したとき

▼育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度の４月末までは継続して通園することができます。ただし、育児休業の対象となる児童（下のお子さん）が、認可保育所等の利用調整の結果「保留（待機）」となった場合、**保留となる入所希望月の翌月末日まで**在籍期間を延長します。また、引き続き「保留（待機）」の状況が継続する場合、**育児休業の対象となる児童の出産後２年に達する日が属する月の末日まで**を限度とし延長を可能とします。

◇上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間

下子の誕生日	R7.4.2～R8.4.1	R8.4.2～R9.4.1	R9.4.2～R10.4.1
通園可能な期間	R9.4.30まで （R9年度）	R10.4.30まで （R10年度）	R11.４.30まで （R11年度）

出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度に上子が５歳児クラスに進級している場合には、上記の限りではありません。

※上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月１日までに復職することが必要です。

▼継続審査（家庭状況報告書）について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年１回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となることがあります。